

証券コード：8894
2023年1月12日

株 主 各 位

山口県下関市細江町2丁目2番1号
株 式 会 社 REVOLUTION
代表取締役社長 ジョーン・フー

第37回定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、本株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である2023年1月26日（木曜日）午後6時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月27日（金曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル2階 飛翔の間

3. 目 的 事 項

【第37回定時株主総会】

- 報 告 事 項
1. 第37期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件

- 決 議 事 項
- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定
の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬
設定の件 |

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項 議案 定款の一部変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年1月26日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2023年1月26日（木曜日）午後6時までに行使してください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応としてアルコール消毒及びマスク着用のご協力をお願いいたします。
 - ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配付を取りやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 以下については当社ウェブサイト (<https://revolution.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容に修正すべき事項が生じた場合
 - ・株主総会の運営に大きな変更が生じた場合
 - ・本株主総会に係る決議通知（郵送による通知はございませんのでご了承ください。）

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

議決権の行使期限は、2023年1月26日(木曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法

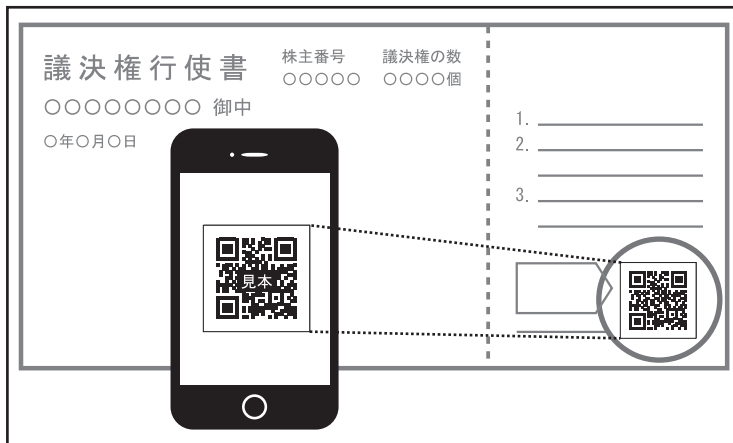
*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否ご入力ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ください。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3. 「スマート行使」による方法



- (1) 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
- (2) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。
※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

4. パソコンやスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9 : 00~21 : 00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9 : 00~17 : 00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府が新型コロナウイルス感染症に関する行動制限をしない方針や水際措置の見直しが発表される等、経済活動の水準引き上げが進みつつあります。しかしながら、ロシア・ウクライナによる紛争が継続していることや原油価格が依然として高い水準にあること、原材料の高騰や為替相場において急激に進む円安等により国内における経済状況は非常に厳しく、引き続き不透明な状況が継続しております。

当社グループに係る不動産業界及び投資業界においても、国内景気と同様、為替相場の急変等による影響により先行きは不透明な状況です。

このような状況下、不動産事業においては、東京等の大都市圏を中心とするビジネスモデルに転換することを目的に固定資産から販売用不動産に振り替えた自社物件は全て売却し資金化いたしました。投資事業においては、保有する上場会社株式の売却を進めたこと、上場会社の親会社が発行する社債を取得し利息を売上計上したこと、投資したファンド案件の一部償還を受けたことが寄与しました。また、前連結会計年度から継続となりますが本業として継続的に営む予定はないスポットな事業として、いわゆる兄弟会社から業務の委託を受けました。更に、2013年4月30日に締結した債権回収に係る債務者の資産状況調査等について助言するコンサルティング契約（業務受託）に基づく報酬を請求、内容について合意し、和解金を受領いたしました。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は20億2千6百万円（前年同期比85.8%増）、営業損失は6千9百万円（前連結会計年度は営業利益2億6百万円）、経常損失は6千7百万円（前連結会計年度は経常利益2億4千3百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は3百万円（前年同期比98.8%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	売上高	構成比
不 動 産 事 業	1,971,116	97.3%
投 資 事 業	54,900	2.7%
合 計	2,026,016	100.0%

① 不動産事業

固定資産から販売用不動産に振り替えた自社物件については、全物件で売買契約を締結し、期末までに引き渡しを完了いたしました。また、保有していた物件から得られる家賃収入や賃貸物件の管理等から得られる手数料等を売上計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は19億7千1百万円（前年同期比163.8%増）、営業利益は2億3千9百万円（前年同期比45.0%増）となりました。

② 投資事業

これまでの投資実績は6社8件です。そのうち、㈱フルッタフルッタに関しては新株予約権を適宜行使し、燦キャピタルマネージメント㈱に関しては社債を適宜転換し、市場の動向を鑑みながら売却を進めており、東証スタンダード市場に上場する㈱レッド・プラネット・ジャパンの親会社が発行する社債については全て償還され利息を、投資したJAPAN ALLOCATION FUND SPC, Segregated Portfolio Bから投資した一部を償還されたことによる利益をそれぞれ売上として計上いたしました。金地金寄託事業は、寄託内容や業者との提携検討等の準備を完了し、営業活動をスタートいたしました。また、投資運用業、投資助言代理業開始に向け、関東財務局に対して申請手続きを行い、質疑応答を進めております。

この結果、当連結会計年度の売上高は5千4百万円（前年同期比84.0%減）、営業損失は2百万円（前連結会計年度は営業利益3億1千1百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、19,903千円であり、その主なものは、東京本社の設備導入等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

単位：千円

区 分	第 34 期 2019年10月期	第 35 期 2020年10月期	第 36 期 2021年10月期	第 37 期 (当連結会計年度) 2022年10月期
売 上 高	—	763,453	1,090,630	2,026,016
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	—	△37,676	243,730	△67,878
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	△187,830	254,438	3,034
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	—	△0.81円	0.71円	0.01円
総 資 産	—	1,994,814	2,199,788	3,598,198
純 資 産	—	1,406,035	1,659,151	1,677,105
1株当たり純資産額	—	4.77円	4.15円	4.19円

- (注) 1. 第35期より連結計算書類を作成しておりますので、第34期については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

単位：千円

区 分	第 34 期 2019年10月期	第 35 期 2020年10月期	第 36 期 2021年10月期	第 37 期 (当事業年度) 2022年10月期
売 上 高	827,971	763,453	1,090,630	2,026,016
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△16,863	△35,964	245,941	△64,618
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△55,185	△186,073	256,649	6,474
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	△0.43円	△0.81円	0.72円	0.02円
総 資 産	1,840,931	1,996,047	2,203,728	3,605,423
純 資 産	930,286	1,407,792	1,663,120	1,684,514
1 株 当 たり 純 資 産 額	4.90円	4.78円	4.16円	4.21円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、第35期より連結決算に移行し、第36期は連結決算、個別決算ともに最終黒字を達成しましたが、第37期は最終黒字は達成できたものの、営業損失を計上しており、まだまだ安定的に利益を出せる体質とはいえません。今後、より効率的に資金を運用し、安定的に利益を計上することが今後の課題です。

不動産事業の課題は、不動産売買の強化、賃貸管理物件の獲得です。そのためにアパマンショップのフランチャイズを脱退、店舗を移転、DX化を図るためのシステム導入等、より効率的に業務を行えるための改革を進めております。

投資事業部につきましては、上場会社の引き受けを行う等、これまで6社8件に投資をいたしました。今後も新たな投資先を継続して獲得することが課題となります。そのために、コンサル会社と業務提携を行い情報収集する等、投資先を得るための窓口を増強しております。また、連結子会社にて投資運用業、投資助言代理業開始に向けて許認可の申請を進めております。現在、関係機関との質疑対応を迅速かつ適正に進めている状況であり、速やかに許認可を受け、業績に寄与させることを目指しており、当社グループの投資事業における最優先事項として強いビジョンを掲げています。

一方で、東京等の大都市圏を中心とするビジネスモデルに転換することを目的に固定資産から販売用不動産に振り替えた自社物件は全て売却し資金化いたしました。より効率的に資金を運用することが課題となりますが、新たな収益モデルとしての不動産プロジェクトやM&A等に積極的な投資を行う予定です。

そして、健全かつ効率的経営のため、法令順守の徹底、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はEVO FUNDであり、当社の普通株式128,506,527株（議決権比率32.13%）を保有しております。なお、2021年6月1日付で関東財務局長に提出された変更報告書によりますと、共同保有者を含めて238,436,839株所有する旨の開示がなされておりますが、2022年10月31日現在の株主名簿上確認することができませんので、同日現在の株主名簿に記録された株式数に基づく議決権等の所有（被所有）割合を記載しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、支配株主との間で取引が発生するような場合、一般的な取引条件と同様に法令等を確認し、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性を十分に検討し、その決定が恣意的に行われる事がないよう、社外取締役を含めた取締役会において審議を経た上で決定する方針としております。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

各取引においては、社外取締役を含めた取締役会で前述イ. のとおり検討し、取引条件を決定しております。また、支配株主と利害関係のない社外取締役から、当社の少数株主にとって特段不利益なものとはいえず、利益に資する旨の意見書を受領していることから、少数株主に不利益を与えないものと判断しております。なお、当社の親会社の関連企業出身者であるフー取締役は、利害関係者と判断される場合には取締役会決議に参加しておらず、少数株主の保護の方策に関する指針と適合していると判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社REVOLUTION CAPITAL	60,000千円	100%	投資事業

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

⑤ その他

特筆すべき事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2022年10月31日現在）

事業部門	事業内容
不動産事業	マンション分譲、戸建住宅の企画・設計・販売、不動産の販売・仲介、賃貸物件の管理、斡旋
投資事業	金融商品取引・投資

(12) 主要拠点等 (2022年10月31日現在)

① 当社

下関本社	山口県下関市細江町二丁目2番1号
東京本社	東京都千代田区紀尾井町4番1号
下関本店	山口県下関市幡生宮の下町26番1号
山口支店	山口県山口市平井706

② 子会社

株REVOLUTION CAPITAL	東京都千代田区紀尾井町4番1号
---------------------	-----------------

(13) 従業員の状況 (2022年10月31日現在)

	従業員数	前連結会計 年度末比増減
男 性	18名	3名減
女 性	14名	1名減
合計又は平均	32名	4名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(パートタイマー・嘱託)は含んでおりません。
2. 従業員数の減少の主な理由は、自己都合退職によるものです。

(14) 主要な借入先の状況 (2022年10月31日現在)

借 入 先	借入残高
株式会社S B J 銀行	1,000,000千円
EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社	400,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,618,567,524株
 (注) 当社が発行することのできる各種の株式の総数は、それぞれ普通株式1,618,567,524株、A種種類株式4,650,000株、第1回B種種類株式2,500株、第2回B種種類株式2,500株、第3回B種種類株式2,500株であります。
- (2) 発行済株式の総数 普通株式399,996,209株(自己株式4,301株を除く。)
 A種種類株式3,597,600株(自己株式1,043,171株を除く。)
 第1回B種種類株式600株
- (3) 当期末株主数 普通株式12,917名(前期末比560名減)
 A種種類株式3名(前期末比増減無し)
 第1回B種種類株式1名(前期末比増減無し)
- (4) 大株主

株主名	持株数(千株)				持株比率(%)
	普通株式	A種種類株式	第1回B種種類株式	合計株式	
EVO FUND	128,506	-	0.6	128,507	31.84
TOMODACHI INVESTMENT LP	60,000	-	-	60,000	14.98
US/JAPAN BRIDGE FINANCE LP	45,308	-	-	45,308	11.38
株式会社フルッタフルッタ	24,995	-	-	24,995	6.19
楽天証券株式会社	3,383	-	-	3,383	0.84
山田祥美	3,200	-	-	3,200	0.75
MAJOR LERCH LP	-	2,537	-	2,537	0.60
株式会社SBI証券	2,421	-	-	2,421	0.63
UBS AG SINGAPORE	2,000	-	-	2,000	0.50
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,935	-	-	1,935	0.48

(注) 持株比率は自己株式(1,047千株)を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有する新株予約権の状況(2022年10月31日現在)
 該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2022年10月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	岡 本 貴 文	—
代表取締役社長	フー ジョン チー チョング	株式会社REVOLUTION CAPITAL 代表取締役
取 締 役	津 野 浩 志	—
取 締 役	伏 見 崇 宏	ICHI COMMONS株式会社 代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	福 田 享	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	ロバート・ジョン・ バレンタイン	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 橋 隆 敏	Vistra Japan税理士法人 代表者

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりです。

就任

2022年1月28日開催の第36回定時株主総会において、フー ジョン チー チョング氏、伏見崇宏氏が取締役、高橋隆敏氏が取締役（監査等委員）に就任しました。

退任

2022年1月28日開催の第36回定時株主総会をもって、アンドリュウ・フリード氏は任期満了により取締役を、デイビッド・スコット氏は任期満了により取締役（監査等委員）を退任しました。

2. 取締役伏見崇宏氏、福田享氏、ロバート・ジョン・バレンタイン氏及び高橋隆敏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 取締役（監査等委員）の高橋隆敏氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。

5. 取締役福田享氏及びロバート・ジョン・バレンタイン氏は、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の額

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりです。なお、取締役会の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、決定方針の整合性を含め、社外取締役の意見を確認しているため、当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同）の個人別の報酬等（以下イ・ウを除く）の額またはその算定方法の決定に関する方針

月額支給の固定報酬のみとし、その額は在任年数や当社の業績等を考慮しながら、総合的に決定いたします。

イ. 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等がある場合は、業績指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針
現時点では定めていないため方針は定めておりません。

ウ. 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等がある場合は、その内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針
現時点では定めていないため方針は定めておりません。

エ. 前述ア・イ・ウの額の割合の決定に関する方針

現時点では固定報酬しか定めていないため割合の決定に関する方針は定めておりません。

オ. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

固定報酬に関しては月額支給とします。その他の報酬については支給することを定めておりませんので、条件等の決定に関する方針は定めておりません。

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任するときの事項（委任を受ける者の氏名等、委任する権限の内容、権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときはその内容）

代表取締役からの提案により個人別の報酬額を取締役会で審議、決定するものとし、その決定に関しては取締役を含めた第三者へ委任しない方針です。

キ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（カを除く）

代表取締役からの提案により個人別の報酬額を取締役会で審議、決定します。

- ク．前述ア～キのほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
重要な事項はありません。

②取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の人数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	45,450 (5,550)	45,450 (5,550)	—	—	5 (2)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	13,800 (12,750)	13,800 (12,750)	—	—	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	59,250 (18,300)	59,250 (18,300)	—	—	9 (5)

- (注) 1. 上表には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）1名、監査等委員である取締役1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年1月26日開催の定時株主総会において年額70,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2018年1月26日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役（監査等委員）の員数は3名です。

(4) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ②主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	伏 見 崇 宏	社外取締役就任後に開催された取締役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	福 田 享	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全て、監査等委員会15回のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	ロバート・ジョン・ バレンタイン	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に、監査等委員会15回のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	高 橋 隆 敏	社外取締役就任後に開催された取締役会7回全てに、監査等委員会9回のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第22条第4項の規定により、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

④親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,600千円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,600千円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) **子会社の監査に関する事項**

該当事項はありません。

(4) **責任限定契約の内容の概要**

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結していません。

(5) **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

(6) **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) **業務の適正を確保するための体制**

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
- (2) 代表取締役社長の直属部門として内部統制室を設置し、定期的に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役、担当取締役、監査等委員である取締役らに報告する。

- (3) コンプライアンス、リスク管理を統括する組織を取締役会とする。なお、内部統制室は、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取締役会及び監査等委員会並びに経営会議で報告される体制を構築する。
- (4) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、「内部通報制度規程」を制定する。
- (5) 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。
- (2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、各部門においてリスク管理を行い、その未然防止を図るものとする。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、リスクや被害等の最小化を図る。
- (2) 内部統制室の監査により法令・定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに経営会議で報告する。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は事業計画等を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行う。
- (2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 日常の職務執行に際しては、「組織及び業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

V. 当社並びに子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつも、企業集団として一体性を有すること、また、適正な業務運営を図るため、子会社の管理を当社の経営企画部が統括するものとし、経営企画部の担当取締役が、経営内容を定期的に点検する。

なお、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

(1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の管理を統括する当社の経営企画部が、必要に応じて子会社より報告させる。なお、子会社の代表取締役は、当社の四半期決算毎に、業績進捗等を報告する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①子会社は、当社の「リスク管理規程」を準用しリスク管理を行い、未然防止を図る。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、当社へ報告するとともにリスクや被害等の最小化を図る。

②当社の内部統制室は、当社及び子会社の内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の実施状況及びその結果は、その重要度に応じ当社取締役会、子会社取締役会、経営会議等の所定の機関に報告する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、当社グループの事業計画を策定し、子会社の業績目標等を明確にすることで、当社グループの取締役等の職務執行体制を整える。

②子会社は、経営上の重要な事項等について当社へ報告するものとし、必要に応じて当社の事前承認を得たうえで職務を執行する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

①子会社は、当社が定める「企業倫理基準」に基づき、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。また、当社の経営企画部及び内部統制室は、必要に応じて子会社を指導する。

VI. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員である取締役は、使用人に対して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

(2) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人の職務遂行に関する評価については、監査等委員である取締役の意見を聴取するものとする。

(3) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人に対して、その職務遂行に関する必要な権限を与えるとともに、それを妨げてはならないものとする。

VII. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制、及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制

(1) 代表取締役社長及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員である取締役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。なお、④、⑤については、これらを発見次第、速やかに当社の監査等委員である取締役へ適宜適切に報告するものとする。
- ①内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - ②リスク管理の状況
 - ③コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
 - ④当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ⑤取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - ⑥その他上記①～⑤に準じる事項
- (3) 当社の内部統制室は、その業務執行状況等について、定期的に当社の監査等委員である取締役に対して報告を行う。

VIII. 監査等委員である取締役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員である取締役に対する報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を社内周知徹底する。
- (2) 当社が定める「内部通報制度規程」に基づき、当社の内部統制室、又は当社の監査等委員である取締役に対して報告を行った者に関しても、前述(1)と同様の扱いとする。

IX. 監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用については、当該費用が監査等委員会の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、前払い又は償還等を請求できるものとし、会社は当該費用を負担する。

X. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、対外透明性を担保する。
- (2) 監査等委員である取締役が監査の実施に当たり、独自に顧問弁護士を雇用し、又は必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (3) 当社の代表取締役社長及び取締役は、監査等委員である取締役と定期的な会合を持ち、経営課題やコンプライアンス体制等について意見交換を行う。
- (4) 監査等委員である取締役より要請があった場合は、当社及び当社グループ内で実施される各種会議へ出席できるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

①取締役の職務の執行について

取締役会規程の定めにより定例取締役会を、また、必要に応じた臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行いました。また、経営会議にて詳細な事業状況の確認や施策案等を検討しております。

②リスク管理体制の確認及び内部監査の実施について

内部監査を担当する内部統制室において、代表取締役が承認した内部監査計画に基づき監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか、リスク管理体制が適切な状態であるか等の監査結果が代表取締役、担当取締役へ報告され、是正措置が取られております。

③監査等委員である取締役の職務の執行について

監査等委員である取締役は、定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行報告及び議案の審議・決議状況を監視し、必要に応じて意見陳述等を行いました。監査等委員会では、取締役会の運営内容の確認や各監査等委員との情報共有を図っております。また、内部監査を担当する内部統制室、会計監査人と連携し、取締役・その他使用人の職務の執行状況を監査しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に競争力の確保を重要な経営課題の一つと位置づけております。そのために経営成績に応じた配当実施を視野に入れつつ、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保の蓄積をすることを基本方針としております。なお、会社法第459条第1項各号に定めに基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、財務体質強化に向けた内部留保を優先し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきますと存じます。今後、更なる業績の向上に努め、早期に復配を目指す所存であります。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載数値は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,484,558	流動負債	1,448,614
現金及び預金	1,176,837	営業未払金	28,174
営業未収入金	19,905	短期借入金	1,000,000
営業投資有価証券	494,695	未払金	1,909
商販用不動産	523	未払法人税等	625
未成工事支出金	1,692,925	借入有価証券	124,402
その他の金	7,057	預り金	130,707
貸倒引当金	93,751	賞与引当金	7,170
	△1,138	前受収益	21,840
		その他の他	133,785
固定資産	113,639	固定負債	472,478
有形固定資産	22,269	長期借入金	400,000
建物及び構築物	16,691	退職給付に係る負債	19,703
車両運搬具	0	長期預り敷金保証金	30,499
工具器具備品	5,578	その他	22,275
無形固定資産	8,516	負債合計	1,921,092
ソフトウェア	4,250	(純資産の部)	
電話加入権	4,265	株主資本	1,656,999
投資その他の資産	82,853	資本金	100,000
投資有価証券	6,750	資本剰余金	1,511,355
出資金	950	利益剰余金	47,616
破産更生債権等	3,235	自己株式	△1,972
敷金・保証金	74,393	その他の包括利益累計額	20,106
長期前払費用	760	その他有価証券評価差額金	20,106
貸倒引当金	△3,235	純資産合計	1,677,105
資産合計	3,598,198	負債及び純資産合計	3,598,198

連結損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売	不賃	動貸	産融	販業	高売		
	金			取	高入	1,360,015	
					益	611,101	
売	不賃	動貸	産融	原販	売業	価原	
	支	払	利	事	業	原	1,178,724
			息	及	び	割	482,075
				引	料	314	2,026,016
売 上 総 利 益							364,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							434,319
営 業 損 失							69,417
営 業	受業	取利	息受	及	び	配	
	業貸	務倒	引	託	金	戻	300
	そ			の	入	額	87,000
					他	他	360
営 業	支株	式	外	利	費	用	
	業支	務	交	付	費	息	15,703
	支	払	受	託	費	却	3,530
	そ		手	の	数	用	63,605
					料	他	4,545
					他	他	3,036
経 常 損 失							67,878
特 特	固受	定取	資	産	売	却	
	固受	別取	資	産	除	却	28
	減	舗	開	閉	連	費	127,610
		減	損	損	鎖	損	0
					損	失	11,511
					損	失	793
						失	41,207
税金等調整前当期純利益							6,248
法人税、住民税及び事業税						625	
法人税等調整額						2,588	
当期純利益							3,034
非支配株主に帰属する当期純利益							-
親会社株主に帰属する当期純利益							3,034

連結株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	1,511,355	44,582	△1,969	1,653,967
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,034		3,034
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3,034	△2	3,031
当 期 末 残 高	100,000	1,511,355	47,616	△1,972	1,656,999

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	5,183	5,183	1,659,151
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,034
自 己 株 式 の 取 得			△2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	14,922	14,922	14,922
当 期 変 動 額 合 計	14,922	14,922	17,954
当 期 末 残 高	20,106	20,106	1,677,105

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社REVOLUTION CAPITAL
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・販売用不動産・未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法
株式交付費

3年間で均等償却しております。

(6) 重要な収益および費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

①不動産事業

不動産事業では、主に土地、中古戸建・マンション等の物件販売や売買仲介、住宅リフォーム等の建設工事、賃貸物件の管理や修繕、仲介斡旋といった賃貸業務を行っております。

物件の販売については、顧客との不動産売買契約に基づき、物件の引き渡しを行う義務を負っており、顧客に物件を引き渡すと同時に売却代金を受領した時点で、収益認識をしております。

物件の売買仲介については、顧客との媒介契約に基づき、物件の売買契約成立に向けた業務から物件の引き渡しに係る事務の補助を行う義務を負っており、物件の引き渡しが完了すると同時に報酬を受領した時点で収益認識をしております。

住宅リフォーム等の建設工事及び賃貸業務における物件の修繕工事については、建物の修繕や改修等を行う義務を負っており、当連結会計年度末までの発生原価に基づく進捗部分について、収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い場合には、工事が完了した時点で収益を認識しております。

賃貸物件の管理については、顧客との物件管理契約に基づき、設備管理や清掃等を行う義務を負っており、契約期間にわたり業務を履行しており、時の経過に基づき収益を認識しております。また、賃貸物件の仲介斡旋については、顧客との賃貸借契約を締結した時点で収益認識をしております。なお、賃貸収入については「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

②投資事業

投資事業では、上場企業等の第三者割当増資の引き受け等を行っております。当該業務から生じる収益については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に従い収益を認識しております。

4. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、営業投資有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた新株予約権や社債について取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、時価をもって連結貸借対照表価額とする方法に変更しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 営業投資有価証券等

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (2022年10月31日)
営業投資有価証券	376,638千円
流動資産「その他」	27,637千円

営業投資有価証券のうち、レベル3の時価に区分される転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権（以下、「レベル3の有価証券」という）が341,129千円、市場価格のない株式等が35,509千円計上されております。また、流動資産の「その他」に金融商品に該当しない将来株式取得略式契約スキーム（以下、「SAFE」という）が27,637千円計上されております。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(レベル3の有価証券)

I. 算出方法

レベル3の有価証券の時価は、相場価格が入手できないため、評価モデルとそれに使用するインプットにより算定しております。

算出方法については、「8. 金融商品の時価等に関する注記(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明」に記載しております。

II. 主要な仮定

時価の算定にあたっては、株価のボラティリティやクレジットコストといった主に市場で観察できないインプットを使用しております。インプットの説明については、「8. 金融商品の時価等に関する注記(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注2）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報」に記載しております。

III. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市場環境の変化等による主要な仮定の変化がレベル3の有価証券の評価額に影響し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響については、「8. 金融商品の時価等に関する注記(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注2）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報」に記載しております。

(市場価格のない株式等及びSAFE)

I. 算出方法

市場価格のない株式等は、投資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額をなし、評価差額を売上原価として計上する必要があります。また、SAFEについては、実質価額を考慮し、回収不能が見込まれる場合には、回収不能見込額を引当金として処理する必要があります。

II. 主要な仮定

実質価額の算定にあたっては、投資先が発行する有価証券の商品性や投資スキームを規定する契約等の諸条件が実質価額に及ぼす影響を考慮する必要があります。また、実質価額が著しく低下した場合、回復可能性の判断にあたり、投資先における市場環境の変化、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画の実現可能性を検討し、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、判断しています。

III. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りに用いた投資先の事業計画の不確実性は高く、実質価額が著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、市場価格のない株式等の減損処理またはSAFEの引当金処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	53,627千円
(2) 担保に供している資産	
販売用不動産	1,646,924千円
計	1,646,924千円
上記に対応する債務	
短期借入金	1,000,000千円
計	1,000,000千円

- (3) 自由処分権を有する受入金融資産及びその時価
有価証券

4,867千円

(追加情報)

当連結会計年度において、保有目的の変更により、固定資産の「建物及び構築物」及び「土地」に計上していた1,085,680千円を流動資産の「販売用不動産」へ振り替えております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	400,000,510	-	-	400,000,510
A種種類株式(株)	4,640,771	-	-	4,640,771
第1回B種種類株式(株)	600	-	-	600

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,161	140	-	4,301
A種種類株式(株)	1,043,171	-	-	1,043,171

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

普通株式

単元未満株式の買取りによる増加 140株

- (3) 当連結会計年度の末日における当社グループが発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

8. 金融商品の時価等に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、主に不動産事業及び投資事業を行うための資金及び運転資金等について、金融機関等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業投資有価証券及び投資有価証券並びに借入有価証券は、時価の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、主に投資事業を行うことを目的にしており、資金調達に係る流動性リスク（必要な資金が確保できなくなるリスク及び支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金計画を作成・更新しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 営業投資有価証券	459,186	459,186	-
(2) 投資有価証券	6,750	6,750	-
資産計	465,936	465,936	-
(1) 借入有価証券	124,402	124,402	-
(2) 長期借入金	400,000	395,470	△4,529
負債計	524,402	519,872	△4,529

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、営業未収入金、短期借入金、営業未払金及び預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	35,509千円

上記については、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

(※3) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	400,000	-	-	-

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	118,057	-	341,129	459,186
投資有価証券	6,750	-	-	6,750
資産計	124,807	-	341,129	465,936
売却有価証券	124,402	-	-	124,402
負債計	124,402	-	-	124,402

② 時価をもって連結貸借対照表としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	395,470	-	395,470
負債計	-	395,470	-	395,470

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券並びに売却有価証券

上場株式は活発な市場で取引されており、無調整の相場価格を用いているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権は、相場価格が入手できないため、モンテカルロ・シミュレーションを用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、株価とボラティリティ、割引率、将来の配当見込み、行使時の取引コスト等が含まれ、時価算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
営業投資有価証券				
その他有価証券				
転換社債型新株予約権付社債	モンテカルロ・シミュレーション	ボラティリティ クレジットコスト	51.2% 2.60%	-
新株予約権	モンテカルロ・シミュレーション	ボラティリティ	51.2%	-

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：千円)

	営業投資有価証券	合計
期首残高	11,489	11,489
当期の損益又はその他の包括利益		
損益に計上(※1)	△11,489	△11,489
その他の包括利益に計上(※2)	25,255	25,255
購入、売却、及び行使		
購入	407,062	407,062
売却	-	-
行使	△91,189	△91,189
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
期末残高	341,129	341,129
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	-	-

(※1) 連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

(※2) 「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、経理規程にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、当該方針及び手続に沿って担当者が時価を算定しており、適切な責任者が承認しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、外部の専門家から入手した評価結果を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により時価の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、株価のボラティリティであります。ボラティリティは対象とする指数の変化のスピード及び幅の大きさに関する指標であり、ボラティリティの著しい増加(減少)は、単独では、オプション価格の著しい上昇(低下)を生じさせることとなり、これにより時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。また、転換社債型新株予約権付社債の時価の算定で用いるクレジットコストは、発行体の信用リスクから生じるリスク・プレミアムであり、クレジットコストの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせることとなります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	不動産事業	投資事業	合計
売上高			
不動産販売高	1,360,015	-	1,360,015
賃貸事業収入	302,968	-	302,968
顧客との契約から生じる収益	1,662,983	-	1,662,983
その他の収益	308,132	54,900	363,033

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 3. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4円19銭
(2) 1株当たり当期純利益 0円01銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

14. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,431,783	流動負債	1,448,430
現金及び預金	1,122,504	営業未払金	28,174
営業未収入金	19,905	短期借入金	1,000,000
営業投資有価証券	494,695	未払金	1,909
商販用不動産	523	借入有価証券	124,402
未成工事支出金	1,692,925	預り金	130,707
その他の	7,057	賞与引当金	7,170
貸倒引当金	95,310	前受収益	21,840
	△1,138	未払法人税等	445
		未払消費税等	89,617
		その他の	44,164
固定資産	173,639	固定負債	472,478
有形固定資産	22,269	長期借入金	400,000
建物	16,691	退職給付引当金	19,703
車両運搬具	0	預り敷金保証金	30,499
		その他の	22,275
工具器具備品	5,578	負債合計	1,920,908
無形固定資産	8,516	(純資産の部)	
ソフトウェア	4,250	株主資本	1,664,407
電話加入権	4,265	資本金	100,000
投資その他の資産	142,853	資本剰余金	1,511,355
投資有価証券	6,750	その他資本剰余金	1,511,355
関係会社株	60,000	利益剰余金	55,024
出資	950	その他利益剰余金	55,024
破産更生債権等	3,235	繰越利益剰余金	55,024
敷金・保証金	74,393	自己株式	△1,972
長期前払費用	760	評価・換算差額等	20,106
貸倒引当金	△3,235	その他有価証券評価差額金	20,106
		純資産合計	1,684,514
資産合計	3,605,423	負債及び純資産合計	3,605,423

損 益 計 算 書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売	不賃金	動貸	産融	販業	高売収	1,360,015	
				取	高入益	611,101	
						54,900	2,026,016
売	不賃支	動貸	産融	原販業	売原価	1,178,724	
				及	原価	482,075	
				割引	価割引料	314	1,661,114
売 上 総 利 益							364,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							431,715
営 業 損 失							66,813
営	受業貸	取務倒	利引	息受	及 び 託 金	299	
				の	配 当 入 額 他	87,000	
						360	91,959
						4,299	
営	支業支	株式	外 務 受 払	費 用	利 債 息 却 費 用 料 他	15,703	
						3,530	
						63,605	
						4,545	
						2,379	89,764
経 常 損 失							64,618
特	固受	定 取	資 取	産 和 産	売 却 解 失 却 損 費	28	
						127,610	127,639
特	固店訴減	定 舗 閉 関	資 閉 関	産 鎖 連 損	除 却 損 費	0	
						793	
						11,511	
						41,207	53,512
税 引 前 当 期 純 利 益							9,508
法 法	人 税、	住 民 税	及 び	事 業 税	調 整 額	445	
						2,588	3,034
当 期 純 利 益							6,474

株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	100,000	1,511,355	1,511,355	48,550	48,550
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				6,474	6,474
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	6,474	6,474
当 期 末 残 高	100,000	1,511,355	1,511,355	55,024	55,024

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,969	1,657,936	5,183	5,183	1,663,120
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		6,474			6,474
自己株式の取得	△2	△2			△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			14,923	14,923	14,923
当 期 変 動 額 合 計	△2	6,472	14,923	14,923	21,395
当 期 末 残 高	△1,972	1,664,407	20,106	20,106	1,684,514

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ② 売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- ③ その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの
事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品・販売用不動産・未成工事支出金
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

① 不動産事業

不動産事業では、主に土地、中古戸建・マンション等の物件販売や仲介、住宅リフォーム等の建設工事、賃貸物件の管理や修繕、仲介斡旋といった賃貸業務を行っております。

物件の販売については、顧客との不動産売買契約に基づき、物件の引き渡しを行う義務を負っており、顧客に物件を引き渡すと同時に売却代金を受領した時点で、収益認識をしております。

物件の売買仲介については、顧客との媒介契約に基づき、物件の売買契約成立に向けた業務から物件の引き渡しに係る事務の補助を行う義務を負っており、物件の引き渡しが完了すると同時に報酬を受領した時点で収益認識をしております。

住宅リフォーム等の建設工事及び賃貸事業における物件の修繕工事については、建物の修繕や改修等を行う義務を負っており、当事業年度末までの発生原価に基づく進捗部分について、収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い場合には、工事が完了した時点で収益を認識しております。

賃貸物件の管理については、顧客との物件管理契約に基づき、設備管理や清掃等を行う義務を負っており、契約期間にわたり業務を履行しており、時の経過に基づき収益を認識しております。また、賃貸物件の仲介斡旋については、顧客との賃貸借契約を締結した時点で収益認識をしております。なお、賃貸収入については「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

②投資事業

投資事業では、上場企業等の第三者割当増資の引き受け等を行っております。当該業務から生じる収益については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に従い収益を認識しております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、営業投資有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた新株予約権や社債について取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、時価をもって貸借対照表価額とする方法に変更しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 営業投資有価証券等

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (2022年10月31日)
営業投資有価証券	376,638千円
流動資産「その他」	27,637千円

営業投資有価証券のうち、レベル3の時価に区分される転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権（以下、「レベル3の有価証券」という）が341,129千円、市場価格のない株式等が35,509千円計上されております。また、流動資産の「その他」に金融商品に該当しない将来株式取得略式契約スキーム（以下、「SAFE」という）が27,637千円計上されております。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当該注記については、「連結注記表 5. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 53,627千円

(2) 担保に供している資産

販売用不動産 1,646,924千円

計 1,646,924千円

上記に対応する債務

短期借入金 1,000,000千円

計 1,000,000千円

(3) 自由処分権を有する受入金融資産及びその時価

有価証券 4,867千円

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 1,558千円

(追加情報)

当事業年度において、保有目的の変更により、固定資産の「建物及び構築物」及び「土地」に計上していた1,085,680千円を流動資産の「販売用不動産」へ振り替えております。

5. 損益計算書の注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
該当事項はありません。

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
山口県下関市 5 物件	賃貸等不動産	土地、建物	33,688
山口県山口市 1 物件	賃貸等不動産	土地、建物	1,672
山口県下関市	不動産事業	建物、構築物、 車両運搬具、 工具器具備品、 ソフトウェア	5,598
山口県山口市	不動産事業	建物、工具器 具備品	248
合計			41,207

①減損損失の認識に至った経緯

上記の賃貸等不動産については、保有目的の変更により、また、上記の不動産事業については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②グルーピングの方法

当社は、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸等不動産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

③回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、その価額は売買契約により算定しております。

6. 株主資本等変動計算書の注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	4,161	140	-	4,301
A種種類株式 (株)	1,043,171	-	-	1,043,171

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

普通株式

単元未満株式の買取りによる増加 140株

7. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	2,444千円
退職給付引当金	6,716千円
貸倒引当金	1,423千円
棚卸不動産	4,555千円
営業投資有価証券	8,826千円
税務上の繰越欠損金	918,493千円
その他	29,066千円
繰延税金資産小計	971,526千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△918,493千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△52,848千円
評価性引当額小計	△971,341千円
繰延税金資産合計	184千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	10,399千円
資産除去費用	2,773千円
繰延税金負債合計	13,173千円
繰延税金負債純額	12,988千円

8. 関連当事者との取引の注記

(1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

(2) 関連会社等
該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親 の 社 会 子 社	EVOLUTION JAPAN ㈱	東京都千代田区	100,000	投資事業	—	業務受託	業務受託報酬	87,000	前受収益	12,833
	Japan Allocation Fund SPC, Segregated Portfolio B	Cayman Islands	24,000	投資事業	—	出資の引受	出資の一部償還	24,812	営業投資有価証券	24,000
	EVOLUTION JAPAN 証券 ㈱	東京都千代田区	994,058	証券業	—	証券取引	資金の引き出し	92,973	—	—
	EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント ㈱	東京都千代田区	315,000	投資運用業	—	資金の借入	資金の借入支払利息	400,000 5,583	長期借入金 未払費用	400,000 5,583
	RED PLANET HOLDINGS PTE. LTD.	Singapore	77M/USD	持株会社	—	社債の引受	社債の引受金融収益	400,000 47,968	—	—

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等は次のとおりです。
取引の価格の算定は双方協議の上、契約等に基づき決定しております。
資金の預け入れ額は、取引残高を勘案し決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

9. 1株当たり情報の注記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円02銭 |

10. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

12. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月21日

株式会社REVOLUTION

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士 中 桐 徹
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 川 井 恵一郎
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社REVOLUTIONの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社REVOLUTION及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月21日

株式会社REVOLUTION

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 中 桐 徹

公認会計士 川 井 恵一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社REVOLUTIONの2021年11月1日から2022年10月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人・EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人・EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月23日

株式会社REVOLUTION
監査等委員会

常勤監査等委員 福田 享 ㊟
監査等委員 高橋 隆敏 ㊟
監査等委員 ロバート・ジョン・バレンタイン ㊟

(注) 監査等委員福田享、高橋 隆敏、ロバート・ジョン・バレンタインは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

なお、本議案は会社法第322条第1項第1号に定める定款変更となりますので、本定時株主総会によるご承認に加えて、普通株主様による種類株主総会、及びA種種類株主様による種類株主総会、並びに第1回B種種類株主様による種類株主総会において承認されることが条件となります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(種類株主総会)</p> <p>第10条の5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2. 第13条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. ～4. (条文省略)</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第10条の5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2. 第13条、<u>第15条</u>及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. ～4. (現行どおり)</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第10条の11 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、各B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2. 第13条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. ～4. (条文省略)</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第10条の11 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、各B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2. 第13条、<u>第15条</u>及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. ～4. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="120 173 501 197">(参考書類等のインターネット開示)</p> <p data-bbox="105 204 542 358">第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p data-bbox="277 397 370 421">< 新設 ></p> <p data-bbox="277 750 370 774">< 新設 ></p>	<p data-bbox="743 145 818 169">変更案</p> <p data-bbox="736 173 826 197">< 削除 ></p> <p data-bbox="580 397 766 421">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="564 428 1001 547">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="564 554 1001 708">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="580 750 647 774">(附則)</p> <p data-bbox="564 781 1001 967">1. 定款第15条 (電子提供措置等) の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="564 974 1001 1065">2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(4名)は任期満了となり、取締役伏見崇宏氏は退任いたします。

つきましては、新たな候補者である新垣嘉啓氏を含めて、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から、全ての候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	おかもと たかふみ 岡本 貴文 (1977年3月10日)	2000年5月 当社入社 2006年3月 当社 営業統括部(現:不動産事業部) 課長 2008年3月 当社 不動産開発部(現:不動産事業部) 部次長 2016年7月 当社 不動産仲介・販売グループ(現:不動産事業部) シニアマネージャー 2016年10月 当社 代表取締役社長就任 2022年1月 当社 代表取締役会長就任(現任)	普通株式 113,400株	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当社との 特 別 の 利害関係
2	ふー じょん FOU JOHN ちー ちょんぐ CHI CHONG (1967年9月2日)	1990年9月 ベアリング証券JAPAN入社 1996年12月 カナダインペリアルコマース銀行 入社 2000年6月 ドレスナー・クラインオート・ワ ッサースタイン入社 2002年7月 ジェネレーション・グループ株式 会社 代表取締役就任 2012年6月 株式会社マックスマネー・インベ ストメント(現:EVOLUTION総研株 式会社) 代表取締役就任 2012年6月 ビバーチェ・キャピタル・マネジ メント株式会社 (現:EVOLUTION JAPANアセットマ ネジメント株式会社) 取締役就任 2012年6月 アルバース証券株式会社 (現:EVOLUTION JAPAN証券株式会 社) 取締役就任 2012年6月 エース交易株式会社 (現:EVOLUTION JAPAN証券株式会 社)代表取締役就任 2014年12月 株式会社IKEZOE TRUST 代表取締役就任 2016年1月 株式会社IKEZOE TRUST 取締役就任(現任) 2016年4月 eフロント証券株式会社 代表取締役就任 2018年4月 ヴァガボンドサーフ株式会社 代表取締役就任(現任) 2020年3月 当社入社 東京支店(現:投資事業部) 執行役員就任 2020年7月 株式会社REVOLUTION CAPITAL 代表取締役就任(現任) 2022年1月 当社 代表取締役社長就任(現任)	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
3	つ の ひろ し 津 野 浩 志 (1983年4月7日)	2004年4月 当社入社 2014年7月 当社 経営企画室（現：経営企画部） リーダー 2016年7月 当社 経営企画室（現：経営企画部） マネージャー 2016年10月 当社 取締役就任（現任）	普通株式 39,200株	—
4	※ しん がき よし ひろ 新 垣 嘉 啓 (1970年1月3日)	1993年4月 日本放送協会 入社 2010年12月 株式会社ジャスミン 代表取締役就任（現任） 2012年11月 株式会社マックスマネー・インベストメント（現：EVOLUTION総研株式会社） 取締役就任 2012年12月 エース 交 易 株 式 会 社 （ 現 ： EVOLUTION JAPAN株式会社） 執行役員就任 2013年6月 ビバーチュ・キャピタル・マネジメント株式会社 （現：EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社） 取締役就任 2013年9月 アルバース証券株式会社 （現：EVOLUTION JAPAN証券株式会社） 取締役就任 2015年1月 EVOLUTION JAPAN株式会社 取締役 2020年3月 当社入社 東京支店 執行役員就任 2020年7月 株式会社REVOLUTION CAPITAL 取締役（現任） 2022年11月 当社 経営戦略本部 執行役員部長（現任）	—	(注) 3

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. FOU JOHN CHI CHONG氏及び新垣嘉啓氏は、過去10年において、当社の親会社の子会社等の業務執行者でありました。なお、同氏の現在及び過去10年間の地位及び担当については、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。
3. 新垣嘉啓氏が代表を務める株式会社ジャスミンと当社との間では業務委託契約を締結しておりますが、取締役選任のご承認をいただいた場合は、同契約は終了となる予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である取締役のロバート・ジョン・バレンタイン氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、候補者である伏見崇宏氏は、現在の当社の社外取締役であります。なお、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案については、あらかじめ監査等委員会から同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
※ 伏見崇宏 (1991年6月14日)	2014年4月 General Electric FMP入社 2016年10月 一般社団法人C4 入社 2017年2月 一般社団法人C4 事務局長就任(現任) 2017年10月 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 入社 2020年1月 ICHI COMMONS株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2021年2月 Evo Acquisition Corp. 独立役員就任(現任) 2022年1月 当社 取締役就任(現任)	—	(注) 4

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 2. 伏見崇宏氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 伏見崇宏氏につきましては、現在の当社の社外取締役であり、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しますが、経営者として事業経営の経験に加え、投資事業の業界経験、社会課題解決に向けた取り組み経験を有しており、新たに当社の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間となります。
 4. 当社は、伏見崇宏氏が代表を務めるICHI COMMONS株式会社に対して出資を行っております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2018年1月26日開催の定時株主総会において年額70,000千円以内と決議いただいておりますが、経済情勢及び経営環境の変化に伴う取締役の責務の増大等の諸般の事情を考慮し、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内）とすることを願います。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しており、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役の報酬等の額」に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的として、社宅を提供することができるよう、第4号議案の金銭報酬の報酬総額とは別に、非金銭報酬の設定を願います。

当社が借り上げる社宅の1年当たりの賃料の総額と、当社が取締役より徴収する1年当たりの社宅料の総額との差額の合計額は、年額20,000千円以内といたしたいと存じます。

本議案は、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

以上

【普通株主による種類株主総会】
株主総会参考書類

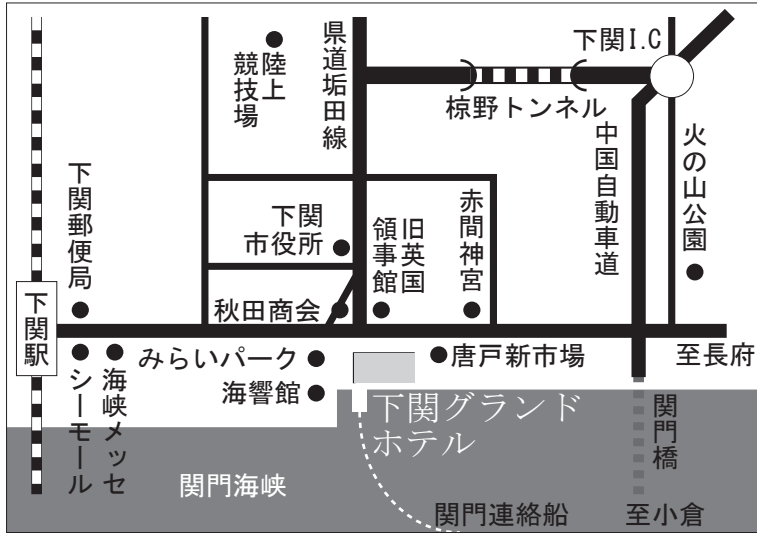
議案及び参考事項

議案 定款の一部変更の件

第37回定時株主総会の株主総会参考書類59頁から61頁に記載の議案「定款の一部変更の件」の内容と同一であります。

以上

株主総会会場ご案内略図



- 場所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル 2階 飛翔の間
新下関駅（新幹線）より車で20分
下関駅（山陽本線）より車で5分
下関I.C.より車で15分
門司港棧橋より関門連絡船で7分

※駐車場につきましては、しものせき水族館海響館前にあります立体駐車場みらいパークをご利用ください。本駐車場に限り駐車券をご用意いたします。